

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：教育研究経費に係る予算配分手続の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																								
<p>[省略]</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>○</p> <p>(1) 「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" data-bbox="188 831 1142 1203"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>配分先</th> <th>教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する教室又は教職大学院</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属するセンター</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員</td> <td>教員個人</td> <td>95,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「非常勤講師の授業に要する経費」については、非常勤講師担当授業科目1枠につき4,750円とし、授業枠数に応じて学部分は当該授業を開設する教室及びセンターに、大学院分は専攻、プログラム及びサブプログラム（平成30年度以前入学者に係る部分はコース及びサブコース）（以下「専攻等」という。）に配分する。</p> <p>(3) 「授業諸経費」については、以下のとおり配分し、残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分は教室に、大学院分は専攻等に配分する。</p>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円	教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円	教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円	<p>[省略]</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>○</p> <p>(1) 「非常勤講師の授業に要する経費」については、非常勤講師担当授業科目1枠につき4,750円とし、授業枠数に応じて学部分は当該授業を開設する教室（センター）に、大学院分は専攻、プログラム及びサブプログラム（平成30年度以前入学者に係る部分はコース及びサブコース）（以下「専攻等」という。）に配分する。</p> <p>(2) 「研究生経費等」については、学生数（外国人研究生を除く。）に応じて積算した額を教務委員会に配分する。</p> <p>(3) 「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" data-bbox="1169 831 2123 1203"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>配分先</th> <th>教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する教室又は教職大学院</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属するセンター</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員</td> <td>教員個人</td> <td>95,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「授業諸経費」については、以下のとおり配分する。また、④については、開設される授業科目を、⑤については、所要額を調査のうえ配分する。なお、「授業諸経費」に残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分は教室</p>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円	教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円	教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円
対象	配分先	教員一人当たり単価																							
毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円																							
教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円																							
教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円																							
対象	配分先	教員一人当たり単価																							
毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円																							
教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円																							
教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円																							

①学部の授業受講者が、200人（大学院の授業にあつては100人）を超える場合は、授業科目1枠につき12,000円を、学部分は教室に、大学院分は専攻等に配分する。

②特別支援教育特別専攻科の授業に要する経費は、特別支援科学講座に配分する。

③教育実習に要する経費は、教育実習委員会に配分する。

④生活科及び情報教育関連等の授業に要する経費は、教務委員会に配分する。

⑤大学院の授業における課程長等の裁量による経費は、教職大学院及び修士課程に配分する。

⑥学部の実験・実習・実地指導等の授業に要する経費は、教室又はセンターに配分する。

第3 〔省略〕

第4 この取扱いの改廃は、教育研究評議会予算専門委員会の検討を経て、教育研究評議会が審議する。

〔省略〕

附 則

この取扱いは、令和3年12月9日から施行し、令和4年度教育研究経費の配分から適用する。

に、大学院分は専攻等に配分する。

①学部の授業受講者が、200人（大学院の授業にあつては100人）を超える場合は、授業科目1枠につき12,000円を、学部分は教室に、大学院分は専攻等に配分する。

②教育実習分は、「教育実習委員会」に配分する。

③特別支援教育特別専攻科の授業に要する経費は、「特別支援科学講座」に配分する。

④生活科の授業に要する経費は、「教務委員会」に配分する。

⑤情報教育関連の授業に要する経費は、「教務委員会情報教育授業運営部会」に配分する。

⑥大学院分（課程長裁量経費）については、専攻等に配分する。

(5) 「実験・実習等経費」については、各教室（センター）に配分する。

第3 〔省略〕

第4 「若手教員等研究支援費」の使途等については、教育実践推進本部において処理する。

第5 「学生引率実地指導旅費」は、各部局の学生引率実地指導に必要な旅費及び教育実習に必要な旅費に充てるものとする。

第6 この取扱いの改廃は、教育研究評議会予算専門委員会の検討を経て、教育研究評議会が審議する。

〔省略〕